



天の川では彦星と織姫が・・・夜空を眺めて何だかロマンチックになる季節です。今夏は皆既日食が見られるトカラ列島『悪石島』への日食ツアーが大人気とか・・・、慌しい学期末をがすんだ7月22日の世紀の天体ショーを観測してみたいですね。当地では約80%の部分日食が観測できるそうです。

平成21年度 諸手当の事後確認

今年度も諸手当の事後確認の時期がやってきました。あなたに認定されている通勤・住居・扶養の各手当について、平成21年7月1日現在で認定時の要件と変わりはないかを確認する作業です。

住民票謄本や所得証明書、申立書などいろいろな書類を準備していただくことが必要です。学期末の慌しい時期と重なりますが、手当を正しく受給するためには大切な手続きです。9月上旬には県教委の検査があります。期限を厳守して提出いただきたく協力をお願いします。わからないこと、詳しく知りたいことなど、各校の事務職員に遠慮なくお尋ね下さい。

調書の提出×切 7月17日

旅費条例の改正で、県内出張の日当が支給されなくなったことに伴い、旅行雑費として有料駐車場の利用代金や高速道路の通行料が請求できることになりました。ただし、事前に命令を受けた場合に限りです。

そこで有料駐車場の利用や高速道路の通行について、市内校長会で下記の申し合わせが取り決められました。

お知らせ

1.有料駐車場の利用が認められるもの

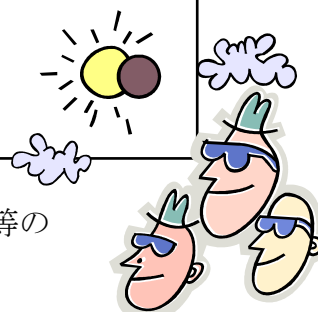
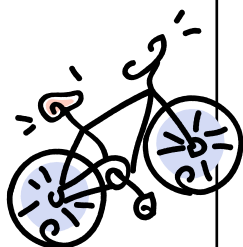
- ① 用務先に無料駐車場がない場合
※用務先までの行程キロ数には関係しない
- ② 用務先の駐車場(無料、有料を問わず)が利用できない場合
- ③ ①及び②の理由で有料駐車場を利用する場合は、
その駐車場から用務先までは徒歩とする

2.高速道路の利用が認められるもの

- ① 学校発着を原則とし、業務遂行上必要であり、片道行程45Km以上と想定される場合
但し、片道45Km以上とは
 - 共通用務先に登録されているもの
 - 用務先までの片道行程が、地道で45Km以上あると確認できるもの

3.有料駐車場、高速道路利用にあたって

- ① 同一用務先に複数人が出張する場合は「他車同乗」を原則とする
- ② 駐車場、高速道路を利用した場合には、
領収書を「旅費にかかる領収書貼付台紙」に貼付して提出する
※提出は毎月末、旅費精算と同時



高速道路や有料駐車場を使用した場合には、旅費精算時に『領収書』等の提出が必要です。領収書等の提出には、同貼付台紙があります。

請求時の詳細は事務職員までお尋ねください。